

那須町宿泊税条例施行規則

令和7年10月20日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須町宿泊税条例(令和7年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第3条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める金額は、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額(当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして当該宿泊者以外の者が当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。)から次に掲げる額を除いた金額とする。

(1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、宿泊の用に供しない施設の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額

(2) 消費税、地方消費税、入湯税その他の税に相当する額

(3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額

(課税免除)

第4条 条例第4条第2号に規定するその他規則で定める学校行事は、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、学校又は学年単位として実施されるものをいう。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第5条 町長は、条例第7条第2項の規定による指定をしたときは、宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)に対し、宿泊税特別徴収義務者指定通知書(様式第1号)により通知する。

(特別徴収義務者の申告等)

第6条 条例第8条第1項に規定する申告書は、宿泊税特別徴収義務者経営申告書(様式第2号)とする。

2 町長は、前項の申告書を受理したときは、当該申告書を提出した者に対し、宿泊税特別

徴収義務者経営申告受理通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 条例第8条第2項の規定による申告は、宿泊税特別徴収義務者異動申告書(様式第4号)により行うものとする。

4 条例第8条第3項から第5項までの規定による届出は、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書(様式第5号)により行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第7条 条例第9条第1項の規定による納税管理人に係る申告又は承認申請は、宿泊税納税管理人申告書・承認申請書(様式第6号)により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による承認申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納税管理人承認・不承認通知書(様式第7号)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

3 条例第9条第2項の規定による認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書(様式第8号)により、異動の届出は、宿泊税特別徴収義務者異動申告書により行うものとする。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通知書(様式第9号)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

(申告納入の方法)

第8条 条例第10条第1項の規定による宿泊税の申告及び納入は、宿泊税納入申告書(様式第10号)及び宿泊税納入書(様式第11号)により行うものとする。

2 宿泊税の申告及び納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、複数の宿泊施設を経営し、これを合算して申告及び納入する場合は、宿泊税合算申告納入承認申請書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項ただし書の規定による合算申告納入の申請を承認する場合は、宿泊税合算申告納入承認通知書(様式第13号)により申請者に通知する。

(申告期限の特例の要件等)

第9条 条例第10条第2項本文の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次項の申請書を提出した日の属する月(以下「申請月」という。)の前12箇月間(以下

「対象期間」という。)における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。

- (2) 条例第10条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- (3) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (4) 対象期間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (5) 申請月の12箇月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例第8条第1項の規定による申告をしていること。
- (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

- 2 条例第10条第2項本文の規定による承認を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認・不承認通知書(様式第15号)によりその旨を当該申請者に通知する。
- 4 町長は、条例第10条第3項の規定による指定の取消しは、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認取消通知書(様式第16号)により行う。

(更正及び決定の通知等)

第10条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第733条の16第4項の規定による通知は、宿泊税更正・決定通知書(様式第17号)により行うものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第11条 条例第12条第1項の規定による宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除の申請は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書(様式第18号)に、その理由を証明する書類を添付して行わなければならない。

- 2 条例第12条第4項の規定による特別徴収義務者への通知は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除決定通知書(様式第19号)により行う。

(更正の請求)

第12条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書(様式第20号)

とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第5条、第6条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

(納入申告書の提出期限の特例に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和9年9月30日までの間における第9条第1項の規定の適用については、同項第1号中「前12箇月間」とあるのは「前3箇月間」と、「360万円」とあるのは「90万円」と、同項第5号中「12箇月」とあるのは「6箇月」と読み替える。

(初年度における納入申告書の提出期限等の特例)

- 3 令和8年10月1日から令和9年2月28日までの間における第8条第1項の規定による申告納入については、特別徴収義務者が条例第10条第1項に規定する申告納入期限までに宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認申請書(様式第21号)を町長に提出することにより、納入申告書の提出期限及び納入期限を令和9年3月末日とすることができる。
- 4 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認通知書(様式第22号)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(令和9年度における申告納入期限の特例)

- 5 条例第10条第2項の規定による承認を受けようとする特別徴収義務者で、第9条第1項第1号及び第5号に規定する要件(附則第2項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当しないものは、令和9年3月1日から令和10年2月28日までの間において徴収すべき宿泊税に係る申告納入に限り、第9条第1項第1号及び第5号に規定する要件に該当するものとみなして条例第10条第2項に関する承認を受けることができる。この場合において、宿泊税の令和9年度における申告納入期限の特例適用に関する承認申請書(様式第23号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- 6 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、宿泊税の令和9年度における申告納入期限の特例適用に関する承認通知書(様式第24号)によりその旨を当該特別徴収義務者

に通知するものとする